物　品　売　買　契　約　書

　高根沢町（以下「発注者」という。）と　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第１条　この契約の要項は、次のとおりとする。

（１）　品名、規格及び数量

（２）　契約金額　　　　　　金　　　　　　　円(うち消費税及び地方消費税の額 　　　　　円)

（３）　納入期限　　　　　　令和　　（　　）年　　月　　日

（４）　納入場所

（５）　契約保証金　　　　　免除

（監督又は中間検査）

第２条　発注者は、必要があるときは、あらかじめ受注者と期日及び場所について協議の上、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督し、又は中間検査をすることができる。

（納入及びその届出等）

第３条　受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　受注者は、物品を納入するときは、特に発注者が指定した場合を除き、一括して納入しなければならない。

３　受注者は、すえ付け又は調整を要する物件については、納入の際にすえ付け又は調整を完了するものとし、当該完了の日に当該物品の納入があったものとする。

４　受注者は、法令により使用について行政庁の検査、検定、許可届出等を要する物品についてはその納入に際し、発注者が行うべき当該行政庁への申請その他所要の手続きについて発注者に協力するものとする。

５　受注者は、物品を納入したときは、速やかに書面によりその旨を発注者に届け出なければならない。

（検　査）

第４条　発注者は、前条第５項の規定による届出を受けた日から10日以内に履行の確認の検査を行うものとする。

２　受注者は、発注者から請求があったときは、前項の検査に立ち会わなければならない。

３　第１項の検査に直接必要な費用及び同項の検査によって物品が変質、変形、消耗又はき損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。

（取替え又は手直し）

第５条　受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第１項の検査に合格しないときは、遅滞なく、他の適正な物品と取り替え、又は当該物品を手直しの上、発注者に納入しなければならない。

２　前項の規定により取替え又は手直しをした物品については、前２条の規定を準用する。

（所有権の移転及び引渡し）

第６条　物品の所有権は、当該物品の全部が第４条第１項の検査に合格した時に受注者から発注者に移転するものとし、同時に、その物品は発注者に対して引き渡されたものとする。

（代金の支払い）

第７条　受注者は、納入した物品の全部が第４条第１項の検査に合格した後に発注者に代金請求書を提出するものとし、発注者は適法な代金請求書を受理した日から30日以内に売買代金を受注者に支払うものとする。

（危険負担）

第８条　物品の所有権が発注者に移転する前に当該物品について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によって生じた損害は、発注者の負担とする。

（追完請求権）

第９条　納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、当該物品の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項の契約不適合が、発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

（契約金額減額請求権）

第10条　契約不適合のある場合、発注者は相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（１）履行の追完が不能であるとき。

（２）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（納入期限の延長）

第11条　受注者は、天災その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができない場合は、その事由が発生した後速やかにその理由、納入の予定日等を記載した書面により、発注者に納入期限の延長を申し出なければならない。

２　発注者は、前項の申出を受けたときは、その内容を検討し、正当であると認めたときは、納入期限の延長をすることができる。

（違約金）

第12条　受注者は、物品の納入が納入期限後になったときは、納入期限の翌日から物品を納入した日までの日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下同じ。）を乗じて得た額を違約金として発注者に納付しなければならない。

２　受注者は第５条の規定による物品の取替え又は手直しをした場合において、当該取替え又は手直しをした物品の納入が納入期限後になったときは、当該取替え又は手直しを要した物品の納入の日の翌日から当該取替え又は手直し後の物品の納入の日までの日数に応じ、当該取替え又は手直しを要した物品の金額に契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額を違約金として発注者に納付しなければならない。

３　前項の規定による違約金の額の算定については、物品（第５条の規定による取替え又は手直しをした物品を含む。）の納入の日の翌日から第４条第１項の検査の完了までの日数は、算入しないものとする。

（契約の変更）

第13条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

（発注者の契約解除権）

第14条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　納入期限内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。

　（２）　この契約の締結又は履行に当たり不正の行為をしたとき。

　（３）　正当な理由がなく発注者の行う第２条の中間検査若しくは第４条第１項の検査に協力しないとき、又は当該検査を妨げたとき。

　（４）　発注者に対しこの契約の解除を申し入れたとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、当該解除の日が納入期限後であるときは、納入期限の翌日から解除の日（当該解除が受注者からの申入れに基づくときは、発注者が当該申入書の提出を受けた日）までの日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額を違約金として発注者に納付しなければならない。ただし当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると発注者が認めたときは、この限りでない。

（権利譲渡の禁止）

第15条　受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し又は引き受けさせてはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

（疑義等の決定）

第16条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、発注者、受注者協議の上定めるものとする。

　本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。

　　令和　　（　　）年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　発注者　　栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高根沢町長　　神　林　秀　治

　　　　　　　　　　　　　　　受注者